



# 伊方原発訴訟第一審判決

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律23条1項に基づき内閣総理大臣のした原子炉設置許可処分につき、原子炉施設付近の住民はその取消を求める原告適格を有するとした事例
2. 上記許可処分における原子炉施設の安全審査に手続上の違法はないとした事例
3. 上記許可処分における原子炉施設の安全性の認定は、内閣総理大臣の裁量事項であるとした事例
4. 内閣総理大臣による上記原子炉施設の安全性の認定が相当であるとされた事例

松山地裁 53. 4. 25 判決

一 本件は、愛媛県西宇和郡伊方町九町越に原子力発電所の建設を予定していた四国電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下規制法という。）二三条一項に基づく申請を受けて、Y（内閣総理大臣）が昭和四七年一月二八日にした発電用原子炉設置許可処分に対して、Xら（西宇和郡内の住民三三名）が原子炉の安全性の審査に瑕疵がある等主張して提起した取消訴訟に対する本案判決である。その約一年後である昭和四八年秋、いわゆるオイルショックを受けて以来、世界の先進国は石油からウランへとエネルギー政策を転換し、着々と原子力発電所の建設を進めているが、こうした事情を反映し各国において各種の反対運動が起り、その一環として原子力発電所の建設、操業の阻止を求める訴訟が多数提起されている。我国もその例外ではなく、数か所においてこの種の訴訟が係属している。このような事情のもとで下された本判決は、原子力発電所の安全性に関する我国初の司法判断として各方面から注目されている。

二 本件の争点は法律面、事実面ともに複雑多岐に亘るが、原子力発電所の安全性といった実体判断に至るまでには原告適格という難関をくぐる必要があった。

YはXらの原告適格につき、「本件許可処分の取消を求め得るのは、法律上の利益を有する者（行訴法九条）、即ち、本件許可処分により法的に保護された権利利益を侵害された者に限られる。しかし規制法二三条、二四条は公共の安全を図るものであって、Xらの生命、身体等を個別具体的に保護したものではない。しかもXらの主張する被害は本件原子炉の運転の結果生ずる多量の放射性物質によるものであって、四国電力に対し原子炉を設置し得る法的地位を与えるに過ぎない本件許可処分により生ずるものであるとはいえない。本件許可処分の公定力の及ぶ範囲は右法的地位の付与に限られるのであるから、仮にXらが右損害を受けるおそれがあるとすれば、Xらは四国電力を被告として妨害予防等の民事訴訟を提起すれば足りる。」と主張して、これを否定した。Xらはこれに対し、「Xらの生命、身体等は規制法二三条、二四条によって個別具体的に保護されており、また憲法上最大の尊重を受けるべき権利利益である。本件許可処分はそれ自体で直ちにXらの生命、身体等に影響を及ぼすものではないが、本件原子力発電所を安全なものとして、その設置運転を許可するもの以外ならず、これに通常後続することが予定されている行為によってもたらされる影響も本件許可処分の法的効果によるものとされるべきである。また、Xらの権利利益が侵害されるか否かは一般的、抽象的に判断すべきであり、本件においては、万一事故が発生すればXらの生命、身体等が侵害されることは明らかであるから、本件許可処分によりXらの権利利益が侵害されるというべきである。」と反論した。

本判決は、「法律上の利益を有する者とは、法律上保護された利益を当該行政処分

によって侵害された者である。規制法二四  
 条一項四号は公共の安全を図ると同時に、  
 原子炉施設周辺住民の生命、身体等を保護  
 することを目的としている。本件原子炉の  
 平常運転において放射性物質を規制値以  
 上放出する事態が発生すれば、Xらのうち  
 本件原子炉の近辺に居住する者には放射線  
 障害により発病する蓋然性があり、またX  
 らはいずれも本件原子炉で炉心溶融等の事  
 故が発生して格納容器が破損すると、急性  
 放射線障害により死亡又は発病する蓋然性  
 のある者である。Xらの主張の趣旨は、本  
 件許可処分の際になされる原子炉の安全  
 審査に過誤、欠落があり、それによってX  
 らが本件原子炉により被害を受けるとい  
 うのであるから、Xらの主張する被害が原子  
 炉の運転という事実行為により発生するも  
 のであるからといって、これを本件許可処  
 分によるものでないとするにはできない  
 い。」としてXらに本件許可処分の取消を  
 求める原告適格を認めた。

行訴法九条の「法律上の利益を有する  
 者」の意義(原告適格)については、いわ  
 ゆる法的に保護された利益救済説と、法的  
 保護に価する利益救済説とがあるが、通  
 説、判例は前説をとっている(最高裁事務総  
 局編・続行政事件訴訟十年史一三七以下、  
 南博方編・注釈行政事件訴訟法一〇七以  
 下)。また最近現われた最三判昭53・3・  
 14(本誌八八〇・二)但し、直接には景表  
 法一〇条六号に基づく不服申立につき、申  
 立適格の有無を判断したものである。)も  
 この説をとり、「法律上の利益を有する者

とは、当該処分により自己の権利若しくは  
 法的に保護された利益を侵害され又は必然  
 的に侵害されるおそれのある者をいう。」  
 と判示している。ところでこの法的利益救  
 済説に立つ場合には、①侵害の対象という  
 面から、侵害される権利利益は当該行政処  
 分の根拠法規により保護されている必要が  
 (イ)あるか(ロ)否か、②侵害の態様には当該権  
 利利益が(イ)侵害された場合、(ロ)当該処分  
 通常伴う後続行為により必然的に侵害され  
 るおそれのある場合、(イ)当該処分に通常伴  
 う後続行為により権利利益を侵害される蓋  
 然性がある場合、(ロ)当該処分に通常伴う後  
 続行為により権利利益を侵害される単なる  
 可能性があるに過ぎない場合等があるが、  
 どの段階までの要件を必要とするか、③侵  
 害の有無の判断は(イ)主張されている違法事  
 由があると仮定した上であるか、(ロ)違法事  
 由の有無を判断した上であるか等いくつか  
 の問題がある。まず①については、右最判  
 によると(ロ)説になるが、本判決は憲法上も  
 保障されている人格権又は財産権であるX  
 らの生命、身体、財産につき、これらが規  
 制法二四条により保護されているか否かを  
 問題としているので、(イ)説に立つものとい  
 えよう。②については、右最判が(ロ)説をと  
 ることは明らかであるが、本判決は(イ)説で  
 ある(もっとも(ロ)説を否定しているわけでは  
 ない)。③については、右最判の立場は  
 明らかでないが、本判決は「原子炉事故が  
 発生した場合等には」と仮定の上立って  
 蓋然性の有無を論じているから、実質的に  
 は(イ)説をとったものと思われる。

ところで権利利益の侵害が原告適格の要  
 件とされるのは、これによって権利利益の  
 救済訴訟としての抗告訴訟を民衆訴訟から  
 区別するためである。そこで抗告訴訟であ  
 る本件ではXらの権利利益の侵害の有無が  
 問題となるが、Yの主張するように本件許  
 可処分は四国電力に原子炉を設置し得る法  
 的地位を付与するに過ぎず、直接Xらの権  
 利利益を侵害するものではない。しかし、  
 本件処分がなければXらの損害は生じない  
 との関係はあるから、一種の予防訴訟とし  
 て本件許可処分の取消を求める訴訟を認め  
 ても、これが民衆訴訟となるわけではない  
 (②の(ロ)説)。またこれによって取消訴訟  
 が公定力の排除を目的とすることの矛盾  
 が生ずるといってもいい。なお、違法  
 事由の有無は本案の問題であり、本判決  
 の要件としての原告適格において判断する  
 必要はないといふべきであらう(③の(イ)  
 説)。もっとも、処分自体によって直接権  
 利利益が侵害されるのではなく、通常常  
 事訴訟によって権利利益の救済を図ること  
 も可能であるから、取消訴訟によってXら  
 の権利利益の侵害を予防することを認める  
 か否かは、結局のところ立法政策の問題に  
 なるかといえよう。このように考えると本  
 件において、法がXらに取消訴訟原告適格  
 を認めているか否かは、本件許可処分が  
 たり、Xらの権利利益を保護するために行  
 政権の発動が規制されているか否かにより  
 決することになる(①の(イ)説)。その意味  
 では規制法二三条、二四条がXらの生命、  
 身体、財産を一般公益としてではなく、個

別具体的に保護しているか否かが最大の論  
 点となる。本判決は二四条一項四号が許  
 可基準として原子炉等の安全性を掲げてい  
 ることをもって公益のみでなく、Xらの生  
 命、身体、財産等も個別的に保護してい  
 ると解したのであるが、この点はYの主張す  
 るとおり、公益規定に過ぎないと解するこ  
 とも可能であり、疑問なしとするものでは  
 ない。しかし規定の仕方が公益規定的  
 あるとしても、Xらの生命、身体等に対す  
 る侵害を抜きにして安全性を論ずることは  
 できず、また右規定は実質的には相隣関係  
 を規律するものであるから、これにより保  
 護されている権利利益を常に一般公益に解  
 消することには問題があらう(この点で本  
 件は前記最判とは事情が大いに異なる。な  
 お本件の類似事案としては、札幌地決昭  
 44・8・27行集二〇・八〇九・九二九、本  
 誌五六五・二三、東京地判昭48・11・6行  
 集二四・一一・二二・一一九一、本誌七三  
 七・二六、札幌地判昭51・7・29、本誌八  
 三九・四五、札幌高判昭51・8・5本誌八  
 二一・二一がある。)

なお、本判決は原子炉建設予定地から二  
 〇数キロメートル離れたところに居住する  
 者にも原告適格を認めているが、住民に原  
 告適格を認めるとしてもその範囲をいかに  
 画するかということがなお解決困難な問題  
 として残っている(原田尚彦・環境権と裁  
 判一三六以下)。

三 本件許可処分は、規制法二三条一項  
 に基づくものであるが、同法二四条二項に  
 より、Yは許可申請があると、許可する前

にあらかじめ原子力委員会の意見を聞かなければならないとされ、意見を求められた原子力委員会は、科学専門家によって構成されている安全審査会による原子炉の安全性に関する調査結果を得た上で、その意見を確定し、Yに答申することになっている。

(原子力委員会設置法一四条の二。以下設置法という)。なお、原子力委員会には専門の事項を調査審議させるために、専門部会を設けることができることされている。Xらは本件において、例えば部会委員に欠席、代理が多いこと、議事録がなく審理内容が不明のまま結論が出されていることなど、本件安全審査の杜撰さを窺わせる事情を数多くあげ、本件許可手続にはこれを取消すべき瑕疵があると主張した。これに対し、本判決は「代理出席のあったことが部会の最終決議を違法ならしめるとは即断し難い。出欠者の多寡は直ちに調査審議の杜撰さを示すものとはみられない。代理出席者の決議参加があったことから直ちに審査会の決議が違法となるものでない。原子力委員会が本件原子炉の設置許可基準への適合性の意見答申をなすに際し、強い先入観をもっていたとは即断できない。」等判示して、Xらの右主張を排斥した。

原子炉の安全審査は高度の専門技術的判断を必要とするから、法形式上Yの許可によるとはいえず、実質的には原子炉安全審査会が最終的判断をしているものと考えることもできる(規制法二四条二項、設置法三条)。従って一般の諮問機関とは異なり、その安全審査過程に恣意独断があると疑わ

れる場合には、許可自体の正当性にも大きな疑問が生じるといえよう。ところで我國の裁判例は、従来から裁量処分瑕疵の有無を審査する場合、その裁量瑕疵を具体的にとらえてこれを審査しているのが大勢である。しかし、行政権によって国民の生活を規律する度合が大きくなり、技術の進歩に伴い行政がますます専門技術化している今日においては、裁判所の審理能力からいっても、行政庁の専門技術的判断は尊重されるべきであるという見地からも、裁量処分を実体的な裁量瑕疵の有無という面で審理するのは妥当ではなく、手続的な面から審理する必要があるということが指摘されている(判例タイムズ一七五・一七、原田

二二)。

尚彦・訴の利益一六六、阿部泰隆・ジュリ五九四・六八、東京地判昭三八・一三・二五行集一四・一二・二二五五、本誌三六一・一六、なお、東京高判昭四八・七・一三行集二四・六〇・五・二九民集二九・五六・六二、本誌七九・二一参照)。本判決も手続上の瑕疵が処分の違法事由たり得ることを前提とするものであるが、Xらに立証責任を課したその判示からすると許可処分を手続面から厳正に規制すべきであるとまでは考えていないように思われる。後記のとおり原子炉の安全性が専門技術性の故に裁量事項であるとされ、また裁量の相当性についての裁判所の判断能力には限界があることを考慮すると、この種の事件においては、手続審査の観点から審理の充実を図ることも必要ではなからうか(阿部泰隆・ジュリ六六八・

四)次に本件では本件処分が裁量処分か否かが争われている。Xらは裁量処分性を否定しているが、Xらも内閣総理大臣が公益適合性の観点から許可するか否かにつき裁量権を有すること自体は必ずしも否定するものではないと思われる。問題となるのは、行政行為の要件事実の認定、特に規制法二四条一項四号の「原子炉施設の位置、構造及び設備が核原料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障のないものであること」の基準(安全性)に適合するか否かの判断がYの裁量事項であるか否かである。

Yはこの点につき、右安全性の認定は専門技術的判断を要するものであるから裁量事項であり、Yの裁量権行使に濫用・逸脱の違法があることはXらが主張・立証すべきであると主張した。これに対しXらは人の生命・身体等に対して安全であるか否かは、一義的に判断されるべき本質的な法律判断事項であり、決して専門技術的な裁量の余地を許容するものではないとして、安全性の判断の裁量事項性を否定し、安全性は本件処分の要件事実であるから、その立証はYがすべきであると主張した。

本判決は原子炉の安全性の判断には特に高度の科学的専門知識を要することを理由にその裁量性を認め、Yが本件原子炉の安全審査資料を総て保有し、専門家を擁しているのに対し、Xらはそのような立場にないから、公平の見地からして、当該原子炉が安全であると判断したことに相当性

のあることは、原則としてYの立証すべき事項であると判示している。

今日では法律要件の認定についても、法律効果の発生についても、行政法規の趣旨目的の合理的解釈により行政の自律性、専門技術的又は政治的判断を尊重すべき場合に、裁量性が認められるという考え方が有力となっている(山田幸男「自由裁量」行政法講座二・一四二、杉村敏正・行政法講義総編上巻一九五、最高裁判所事務総局編・続行政事件訴訟十年史六三)。本判決もこの考え方に立って、法律要件である原子炉の安全性の認定が裁量事項であることを認めたものであろう。そしてこのことは原子炉の安全性に関する司法審査の方法という面でも重要な差異が生ずることを意味している。司法審査の方法としては、①裁判所が行政庁の判断を全く前提とせず、いわば白紙の状態から、ある原子炉が安全か否かを判断する方法、②行政庁の判断を前提とし、これを一応尊重した上で、そこに明白な不合理性のあるか否かにより裁量権の濫用、逸脱を判断する方法等があり得る。そしてXらの主張によれば、①の方法(もっともXらは「裁判所は自然科学的判断そのものをする必要はない。」とも主張している)で、必ずしも②の方法を否定するものではなく、争いは裁量の幅ないしは主張立証責任に帰するとみることもできる。Yの主張によれば②の方法をとることになる。前記のように、本判決は安全審査の裁量性を認めた結果、この点につきYの主張(②の方法)をとったものである。

この点に関する本判決の判示は簡潔であるが、実際にはこの審理方法が科学裁判といわれた本判決の結論を決したと極論してもあながち不当ではないであろう。その意味で本判決は科学裁判における司法審査をいかにすべきかという重要な問題を検討する上で貴重な一例となるであろう(原田尚彦・判タ三一八・一二、同・環境権と裁判一五〇)。

なお、裁量権の濫用・逸脱の立証責任は取消を求める原告側にあるとするのが一般である(村上博巳・証明責任の研究三三四、豊水・最判解民昭42・一五六)。これに対し本判決は公平の見地から、裁量の相当性は原則としてYが立証すべきであるとして、結論的にXらの主張を採用している。この点は、原子炉の安全性といった第一級の専門家の間でも見解の分かれる高度の専門技術的問題につき、判断を迫られ、これを裁量事項であるとした裁判所が安全審査に関する実質的司法判断を維持するために編み出した苦心の策といえよう。本判決が安全審査の裁量事項性を認めただにもかかわらず、細かな技術的な問題についても逐一判断を示しているのはここから来るものと思われる。

五 本件原子力発電所は、いわゆる加圧水型と呼ばれるもので、炉心燃料を納めている原子炉压力容器の中に、加圧した一次冷却水を送り込み、これが炉心で発生する莫大な熱量を奪ったうえ循環パイプを通じて蒸気発生器に送られ、その細管を通過する間に細管の周囲を流れる二次系の冷却水

を蒸発させ、この蒸気によって発電用タービンを動かすしくみになっている。

Xらの提起した科学技術上の問題点は複雑多岐に亘るが、本件安全審査において最も問題とされたのは、原子炉における事故発生及び事故拡大の防止措置である。原子炉における最も重大な事故としてY自身の想定したものは、一次冷却水循環パイプが破断した場合に生ずる一次冷却水の喪失事故(LOCA)であり、これに対しては緊急炉心冷却装置(ECCS)により、ほう酸水を原子炉压力容器に注入し、燃料温度の上昇を防止して燃料の損傷、溶融等を防止することになっている。Xらは、①右ECCSが事故時に機能するか否かは確認されておらず、また機能してもその有効性は疑問があるから、LOCAの場合には炉心は融け、压力容器及びそれを格納している容器も吹き飛ばす破滅的の事故に発展し、大量の放射性物質が発電所外へ放出される可能性があると主張した。更にXらは、②压力容器には強い中性子線が絶えず照射されるため、これが脆化し、ひび割れする危険性があるが、このような状態で地震その他の強い力が加わると压力容器自体の破裂が生じ、この場合にはECCSが機能する余地はないから①と同様の事故に発展すると主張し、また③二次冷却水系が故障して停止すると、一次冷却水は二次冷却水に熱を伝えることができず、さらに高温となり圧力も高くなるが、この場合ECCSはほとんど機能せず、その結果炉心は溶融し①同様の事故となる可能性があると主張し

た。これに対し本判決はまず①につき、ECCSの有効性の完全な実験は未だなされていないが、個々の現象についての多くの実験、経験によって裏付けられた個々のモデルを作成し、これを基にした実験、経験により、かつ、不確実な点は厳しい条件を設定することによって、個々のモデル間の関係付け、総合化を行ない、一方、諸数値についても個々のモデルと同様に実験等によって確認したうえで設定することにより、現実を総合的に評価し得る解析コードが作成されているとした上、本件原子炉のECCSはこれによって解析した結果、いかなる一次冷却系配管の破断による一次冷却水喪失事故に対しても有効であると評価したYの判断は相当と認められると判示し、②については、中性子照射が原子炉压力容器材料に及ぼす影響に関しては、監視試験片を炉心周囲に挿入し、定期的に取り出して試験を行い、安全性を確認し、また原子炉压力容器の耐圧部等は供用期間中検査を実施し、その安全性を確認することになっていることにより、本件原子炉压力容器の安全性は確保されたとしたYの判断は相当であると判示し、③についても、二次冷却水系には主給水ポンプ三台の外、補助給水ポンプ二台等が設けられて万全の措置がとられており、二次冷却水の給水が全く停止する可能性は考えられないと判示して、Xらの疑問をいずれも排斥している。

次に原子炉の通常運転時における被ばく評価も本件における重要な争点とされた。この点につき本判決は、これ以下の放射線

被ばくでは人類に障害を与えないとする「しきい値」の存在は不明であるが、電力の供給等公共の必要のある場合において、人類に影響のあることの判明している最低の放射線量の数十分の一の量を許容被ばく線量(年間五〇〇ミリレム)と定めることは違法ではないとした上、本件安全審査において、本件原子炉の平常運転時の気体廃棄物による被ばく線量は、敷地周辺で年間約〇・六ミリレム、液体廃棄物によるもの年間全身約〇・〇一ミリレムであると評価されたが、証拠により認められる事実によれば右評価は相当と認められるから、この点において安全性の審査に瑕疵はないと判示した。

以上の外にも、Xらが指摘した安全審査上の疑問点は多々あるが、本判決は、固体廃棄物の処理、原子力発電所の立地条件、原子炉の燃料、蒸気発生器細管、耐震設計等をめぐる科学技術上の問題につき逐一審理をすすめた上、Xらの主張する事実を認められないとし、あるいは理由がないとして、これを総て排斥し、本件原子炉施設は規制法二四条一項四号の基準(安全性)に適合しているとしたYの判断を相当として維持している。

前記のように、本判決は、原子炉の安全性の認定はYの裁量事項であるとの前提の下に審理をすすめ、結論としてYのした右判断を相当であるとしたものである。即ち、本判決は原子炉の安全性といった科学論争につき自ら積極的に判断してYの側に軍配を挙げたというのではなく、Xらの主

張によってはYの判断の相当性は覆えらな  
いとされたものである。本判决の理由はYの  
準備書面の引写しであるとの批判をする向  
きもあるが、右のような審理方法の結果、  
Yの判断の相当性を認める以上、そのよう  
な面があることはむしろ当然のことといえ  
よう。もっとも、本判决の理由は簡潔であ  
り、安全性に関するXらの疑問を解消する  
には不十分であるとの見方もあり得よう。

六 我国には現在、東海第二発電所原子  
炉設置許可処分取消請求事件が水戸地裁  
に、福島第二原子力発電所原子炉設置許可  
処分取消請求事件が福島地裁に、敦賀原子  
力発電所をめぐる条例制定請求代表者証明  
書交付申請に対する拒否処分取消請求事件  
が福井地裁に、柏崎原子力発電所をめぐる  
原子力発電所設置禁止等請求事件、保安林  
指定解除処分取消請求事件が新潟地裁に、  
伊方原子力発電所原子炉設置許可変更処分  
(第二原子炉設置許可処分)取消請求事件  
が本判决を下した松山地裁に、そして本判  
決の控訴事件が高松高裁に係属している。

本件は我国におけるこれら原子力発電所  
をめぐる訴訟中、付近住民に原子炉設置許  
可処分の取消訴訟につき原告適格を認め、  
原子炉の安全性等の実体判断をした初めて  
の判決であり、これが後続する事件に対し  
て与える影響は少なくないと思われる。本  
件では当事者双方の活発な訴訟活動によ  
り、原告適格を初めとする行訴法上の問  
題、原子力関係法令上の問題、科学技術上  
の問題等原子力問題のほとんど総ての論点  
が出尽くしている。その結果、本判决はそ

の分量からいっても五分冊に及ぶ膨大なも  
のとなつてゐる。しかし本判决の理由はそ  
の一分冊に過ぎず比較的簡潔であるから、  
本判决をめぐる諸々の問題点を理解するに  
は、判決理由のみならず当事者双方の主張  
を対照して検討することが不可欠である  
う。

伊方発電所原子炉設置許可処分取消  
請求事件、松山地裁昭四八(行ウ)五  
号、昭53・4・25民一部判決、棄却  
(控訴)

▲参照条文▼

- 一につき、行訴法九条、核  
原料物質、核燃料物質及  
び原子炉の規制に関する  
法律二三条一・二四条一  
4
- 二につき、核原料物質、核  
燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律二四条  
II、原子力委員会設置法  
一四条の二
- 三、四につき、行訴法三〇  
条、核原料物質、核燃料  
物質及び原子炉の規制に  
関する法律二四条I 4

目次

略語表	48	五 本件許可処分の違法性	60
当事者の表示	49	5 形式的側面から見た適正手続 保障義務違反	60
主文	49	五 手続的実質審理上の違法—安全 評価過程における適正手続保障義 務違反	60
事実	49	1 手続的実質審理の違法	60
(当事者の求めた裁判)		2 本件安全審査の手続的実質審 理上の違法を示す事実	61
一 原告ら	49	六 結論	61
二 被告	49	第三章 本件許可処分の内容の違法性 (その一)	61
1 本案前の申立	49	第一 はじめに—原子力発電所の危険 性の根源	61
2 本案の申立	49	一 核分裂生成物等の産出とその毒 性	61
(原告らの請求の原因)		1 核分裂生成物等の産出とその 毒性の特質	61
第一章 本件許可処分と原告らの立場	49	2 放射線の危険性	62
第二章 本件許可処分の手続的違法性	49	3 許容被ばく線量や線量目標値 などの生物学的医学的危険性	64
一 はじめに—原子力発電所設置許 可処分手続の概略	49	4 プルトニウムの危険性	68
二 基本法二条違反	51	二 原子力発電所の危険性	68
三 基本法及び規制法は憲法違反	53	第二 平常運転時の危険性	69
1 規制法二四条は白地規定であ る	53	一 平常運転時被ばく評価値の危険 性	69
2 規制法及び基本法の適正手続 条項違反	54	二 平常時の放射性気体廃棄物に関 する審査の違法性	70
四 本件許可処分手続の規制法等違 反	54	1 気体放射性廃棄物の放出過程、 放出量及び被ばく評価の非現実 性	70
1 規制法の解釈から導き出され る原子力発電所の設置許可手続 の内容	54	2 放射性ヨウ素による被ばく評 価の欠如及び許容被ばく線量違 反	70
2 本件許可処分は法的手続を履 踐していない	54		
3 本件審査手続の概要と個別的 瑕疵	55		
4 手続上の個別的瑕疵に基づく	55		

反……………	74	2 線量目標値を大幅に上回る環	境放射線増加実測値……………	81	6 規制法二四条一項二号、四号	違反……………	88	2 多発する細管事故……………	109	
3 その他の微粒子状放射性物質	74	3 環境放射線実測値と実際の被	ばく線量との大きな隔たり……………	81	7 使用済燃料の貯蔵設備及び貯	蔵能力の無審査……………	89	1 審査の経緯……………	110	
4 気体廃棄物処理設備の無審査	74	4 人体への影響……………	81	九 廃止された原子力発電所の施設	についての無審査……………	89	2 審査基準について……………	110		
三 平常時の放射性液体廃棄物の無	74	七 固体廃棄物の廃棄についての無	審査……………	82	第三 温排水についての審査欠如……………	89	3 蒸気発生器細管の非健全性……………	111		
1 液体放射性廃棄物の放出過程、	74	1 固体廃棄物の危険性……………	82	第四章 本件許可処分の内容の違法性	(その二) — 本件原子炉の構造	の欠陥……………	92	4 妥当性を欠いた「設計上の配	慮」……………	
放出量及び被ばく評価の非現実	74	2 固体廃棄物の最終処分の方法	は本件許可処分の審査対象であ	る……………	第一 はじめに — 本件原子炉の構造の	概略……………	92	四 妥当性を欠いた「試験および検	査」……………	
性……………	74	3 固体廃棄物の「最終処分」の	不可欠性……………	82	第二 伊方原子力発電所に使用される	燃料の危険性……………	93	五 審査のずさん欠如……………	113	
2 原子力発電所周辺における実	76	4 固体廃棄物の「最終処分」に	ついで審査の欠如による本件	許可処分の違法性の明白性……………	93	二 平常運転時の危険……………	93	六 蒸気発生器細管事故による災害	の評価……………	
測値は、本件被ばく評価をはる	76	5 固体廃棄物の「最終処分」の	方法の不存在と規制法二四条違	反……………	1 安全設計審査基準……………	93	四 原子炉圧力容器及び一次冷却系	配管の危険性……………	113	
かに超える……………	76	6 固体廃棄物の廃棄設備ないし	敷地内への「貯蔵」「保管」の	無審査……………	2 本件炉心核設計の不確かさに	由来する危険……………	94	五 緊急炉心冷却装置(ECCS)	— 安全装置は働かない……………	
3 外部被ばく線量評価の欠如……………	76	四 放射線管理システムは機能しな	い……………	77	3 本件炉心熱設計の不確かさに	由来する危険……………	94	一 安全設計審査基準について……………	113	
4 ヨー素による被ばく評価の欠	76	1 環境放射線監視設備の不備……………	77	二 伊方原子力発電所周辺における実	測値は、本件被ばく評価をはる	かに超える……………	76	二 圧力容器の中性子照射による脆	化……………	
5 トリチウムの影響の無視……………	76	2 分析、測定方法の未確立……………	78	三 事故時における危険……………	95	四 統発している燃料棒事故の危	険性……………	95	三 応力腐食割れと疲労き裂……………	114
6 液体廃棄物による被ばく評価	77	3 環境放射線監視体制の欺瞞性……………	78	4 統発している燃料棒事故の危	険性……………	95	五 結論……………	115	四 ASMEの規格及び我が国の技	術基準……………
値の違法性……………	77	五 原子力発電所内での作業被ば	くの無視……………	78	三 事故時における危険……………	99	一 安全装置は働かない……………	115	一 本件原子炉ECCSがまったく	無効な一次冷却材喪失事故(LO
四 放射線管理システムは機能しな	77	1 作業被ばくの危険性……………	79	1 安全審査の対象……………	99	2 一次冷却材配管の破断事故……………	100	二 本件原子炉ECCSの性能は実	証されていない……………	
い……………	77	2 作業被ばくの危険性……………	79	2 LOCA時の燃料挙動……………	100	3 結論……………	107	三 本件ECCS審査基準……………	117	
1 環境放射線監視設備の不備……………	77	3 結語……………	80	第三 蒸気発生器細管事故……………	107	一 蒸気発生器の機能と構造……………	107	1 安全設計審査指針……………	117	
2 分析、測定方法の未確立……………	78	六 原子力発電所周辺における被ば	くの実態……………	80	二 問題の所在 — 蒸気発生器細管事	故の重大性と現実性……………	107	2 三項目基準……………	117	
3 環境放射線監視体制の欺瞞性……………	78	1 浜岡原子力発電所周辺におけ	るムラサキツクサを用いた実	験……………	1 蒸気発生器細管事故の重大性……………	107	3 本件原子炉ECCS審査基準	の不当性……………	118	

四 安全設計審査指針違反……………118  
 五 本件原子炉ECCSの基準不適  
 合性……………118

1 基準項目①違反……………118  
 2 基準項目②違反……………119  
 3 基準項目③違反……………120

第五章 本件許可処分の内容の違法性  
 (その三) — 立地選定の誤り……………120

第一 立地条件の重要性及び原子炉立  
 地審査指針……………120

一 天災で大事故は起り得る……………120  
 二 立地条件における基準……………121  
 第二 立地選定の誤りと安全設計の誤  
 り……………122

一 本件審査における原則的立地条  
 件違反……………122

1 中央構造線の存在と無審査……………122  
 2 敷地付近が特定観測地域に指  
 定されている事実の無視……………123  
 3 過去における地震歴評価は誤  
 っている……………123

4 震源の深さの推定の誤り……………125  
 5 敷地内断層の活動性評価の誤  
 り……………125

6 地すべりの多発地帯であるこ  
 との無視……………125

二 安全設計審査指針違反(その一)……………126

1 地震入力の過小評価……………126  
 2 敷地地盤の性状に関する過大  
 評価……………130

第三 安全設計審査指針違反(その二)……………131  
 三 社会的条件の不適合性等……………132  
 一 原子力発電所用淡水……………132

二 社会的条件の無視……………132  
 三 瀬戸内海沿岸に設置される原子  
 力発電所の危険性……………132

第四 本件原子炉事故による災害の過  
 小評価……………133  
 一 災害評価の基準……………133  
 二 災害評価に対する被告の基本的  
 考え方……………133

三 本件安全審査における事故想定  
 及び災害評価の基本的な誤り……………134

1 「重大事故」及び「仮想事故」  
 の恣意的な選定……………134  
 2 事故経過の恣意的な想定……………136

四 本件災害評価の具体的誤り……………138  
 1 本件災害評価で想定されてい  
 る事故経過は恣意的かつ非科学  
 的である……………138

2 本件災害評価で用いられてい  
 る様々な仮定は恣意的で根拠が  
 ない……………139  
 3 本件安全審査における推定災  
 害の不当性……………144

五 予想し得る災害の評価……………146  
 1 本件安全審査における事故想  
 定の誤った前提……………147  
 2 本件安全審査における「予想  
 最大地震動」の不当性……………147  
 3 想定すべき事故と災害の評価……………148

六 結論……………155  
 第六章 本件許可処分の内容の違法性  
 (その四)……………156

第一 四国電力の技術的能力の欠如……………156  
 第二 本件許可処分の違法性……………157

一 許容被ばく線量とめやす線量の  
 危険性と違法性……………157  
 二 本件許可処分は規制法違反……………158

1 本件許可処分は違法な基準に  
 よって安全審査がなされた違法  
 がある……………158  
 2 本件許可処分は、安全設計審  
 査指針、立地審査指針及び告示  
 にも違反して違法……………159

3 本件許可処分は規制法二四二条  
 一項四号に違反する……………162  
 4 本件許可処分は規制法二四二条  
 一項一号ないし三号にも違反……………164

三 基本法及び規制法は憲法違反で  
 ある……………165  
 第三 原子力発電は必要でない……………168

一 「エネルギー危機」論の欺瞞性……………168  
 二 日本におけるエネルギー事情と  
 その対応策の誤り……………169  
 第四 結論……………172

(被告の答弁及び主張)  
 第一章 本件許可処分と原告適格の間  
 題……………174

一 本件許可処分と原告らの関係に  
 ついて……………174  
 二 原告適格について……………174

1 はじめに……………174  
 2 本件訴訟の特質と問題点—原  
 告らの訴の利益について……………174  
 3 原告適格を基礎付ける事実の  
 具体性について……………175

三 本件許可処分の法的効果につい  
 て……………179  
 1 原子炉設置許可処分の法律上  
 の位置づけ……………179

2 本件許可処分の法的効果……………181  
 3 原子炉設置許可処分の公定力……………182  
 4 原告適格を裏付ける事実の立  
 証……………182

第二章 本件許可処分手続の適法性……………183  
 一 はじめに—原子力発電所設置許  
 可処分手続の概略について……………183  
 二 基本法二条について……………183  
 三 基本法及び規制法の合憲性……………189

1 規制法二四二条の白地規定性に  
 ついて……………189  
 2 原子炉等規制法及び原子力基  
 本法と適正手続条項について……………191  
 四 本件許可処分の手続的適法性……………192

1 はじめに……………192  
 2 行政手続の法的規制……………192  
 3 本件審査手続の概要とその  
 個々の問題点について……………193  
 4 手続上の個別的瑕疵に基づく  
 本件許可処分の違法性について……………196

5 形式的側面から見た適正手続  
 保障義務違反について……………197  
 五 手続的実質審理の適法性……………197  
 六 結論……………197  
 七 本件許可処分の裁量処分性……………197

第三章 本件許可処分の内容の適法性  
 (その一)……………199  
 第一 はじめに—原子力発電所の危険  
 性の根源について……………199

一 核分裂生成物等の産出とその毒

性について.....	199	1	核分裂生成物等の産出とその毒性の特質について.....	199	
2	放射線の危険性について.....	200	3	許容被ばく線量と線量目標値について.....	204
4	プルトニウムの危険性について.....	206	二	原子力発電所の安全性.....	206
二	平常運転時の安全性.....	210	一	本件原子力発電所の平常運転時における放射性物質の放出管理における安全性の確保.....	210
二	平常運転時被ばく評価値の安全性.....	214	三	平常時の放射性気体廃棄物に関する審査の適法性.....	215
1	気体放射性廃棄物の放出過程、放出量及び被ばく評価について.....	215	2	放射性ヨウ素による被ばく評価について.....	218
3	その他の微粒子状放射性物質の被ばく評価について.....	219	4	気体廃棄物処理設備の審査について.....	219
四	平常運転時の放射性液体廃棄物の審査について.....	219	1	液体放射性廃棄物の放出過程、放出量及び被ばく評価について.....	219
2	原子力発電所周辺における被ばくの実測値について.....	220	3	外部被ばく線量評価について.....	220
4	ヨウ素による被ばく評価について.....	220	五	放射線管理システム.....	220
1	環境放射線監視設備について.....	221	2	分析、測定方法について.....	221
3	環境放射線監視体制.....	221	六	原子力発電所内での作業者被ばくについて.....	222
七	原子力発電所周辺における被ばくの実態について.....	223	八	固体廃棄物の廃棄について.....	224
1	固体廃棄物の危険性について.....	224	2	固体廃棄物の最終処分方法の審査対象性について.....	224
3	固体廃棄物の「最終処分」の不可欠性について.....	224	4	固体廃棄物の「最終処分」の審査の欠如による違法性について.....	224
5	固体廃棄物の「最終処分」の方法の不在と規制法二四条.....	224	6	固体廃棄物の廃棄設備ないし敷地内への貯蔵保管の審査について.....	224
九	使用済燃料及びその再処理について.....	225	1	使用済燃料、再処理、核燃料サイクルについて.....	225
2	使用済燃料についての審査について.....	225	3	使用済燃料の再処理について.....	226
四	使用済燃料の再処理の危険性の問題について.....	227	5	再処理により排出される廃棄物の貯蔵について.....	227
6	規制法二四条一項二号、四号違反について.....	227	7	使用済燃料の貯蔵設備及び貯蔵能力について.....	228
十	廃止された原子力発電所の施設の措置について.....	228	第三	温排水の審査について.....	228
第四章	本件許可処分の内容の適法性(その二)——本件原子炉の構造の安全性.....	230	第一	はじめに——本件原子炉の構造の概略.....	230
一	燃料棒と炉心の構造の安全性.....	230	二	炉心の構造と役割.....	232
二	炉心の構造と役割.....	232	三	平常運転時の安全性.....	233
1	安全設計審査基準.....	233	2	炉心核設計について.....	233
3	炉心熱設計について.....	234	4	燃料棒事故.....	234
四	事故時における炉心.....	239	1	安全審査の対象.....	239
2	一次冷却材配管の破断事故について.....	239	3	LOCA時の燃料挙動について.....	239
4	結論.....	242	一	本件原子炉において使用される蒸気発生器細管の健全性に対する配慮.....	242
二	蒸気発生器の機能について.....	245	三	蒸気発生器細管事故の重大性と現実性について.....	245
1	蒸気発生器細管事故の重大性について.....	245	四	蒸気発生器細管の安全審査について.....	247
2	細管事故の発生について.....	245	1	審査の経緯.....	247
3	審査基準について.....	247	2	審査基準について.....	247
4	設計上の配慮について.....	247	3	蒸気発生器細管の健全性.....	247
5	試験及び検査について.....	248	4	設計上の配慮について.....	247
六	審査の適正.....	248	七	蒸気発生器細管事故による災害の評価について.....	248
四	原子炉圧力容器及び一次冷却系配管の健全性.....	248	一	本件原子炉において使用される原子炉圧力容器及び一次冷却系配管の健全性.....	248
二	安全設計審査指針について.....	250	三	圧力容器等の中性子照射による脆化について.....	250
四	応力腐食割れ及び疲労き裂.....	252	五	圧力容器に関する規格について.....	253
六	結論.....	253	第五	本件原子炉における安全防護設備.....	253

一 安全性確保に対する配慮と事故対策.....	253	5 敷地内断層の活動性について.....	275	第一 四国電力の技術的能力.....	293	第二 本件許可処分手続の違法性について.....	306
1 はじめに.....	253	6 地すべりについて.....	276	第二 本件許可処分の適法性.....	293	一 安全審査の対象.....	306
2 異常状態の発生防止.....	253	五 安全設計審査指針について(その一).....	276	一 許容被ばく線量とめやす線量について.....	293	二 原子力基本法二条違反について.....	306
3 異常状態の拡大防止.....	254	1 地震入力について.....	276	二 本件許可処分の規制法適合性について.....	293	三 基本法及び規制法の違憲性について.....	306
4 四つの安全防護設備.....	255	2 敷地地盤の性状について.....	276	1 本件許可処分における基準について.....	294	四 本件許可処分の手続的違法性について.....	307
二 一次冷却材喪失事故(LOCA)について.....	257	六 安全設計審査指針について(その二).....	281	2 本件許可処分と安全設計審査指針等について.....	294	五 手続的実質審査の違法性について.....	308
三 本件原子炉ECCS性能の実証性.....	259	第三 社会的条件の適合性.....	281	3 本件許可処分と規制法二四条一項四号.....	294	六 本件許可処分の非裁量処分性について.....	309
四 本件ECCS審査基準について.....	260	一 原子力発電所用淡水について.....	281	4 本件許可処分と規制法二四条一項一号ないし三号.....	295	第三 原子力発電所の危険性の根源について.....	311
五 安全設計審査指針適合性.....	261	二 社会的条件について.....	281	5 「本件許可処分は規制法違反」の原告らの主張の不当性.....	295	一 核分裂生成物の産出とその毒性について.....	311
六 本件原子炉におけるECCS評価について.....	262	三 本件原子力発電所が瀬戸内海沿岸に設置されることについて.....	281	6 本件許可処分の規制法適合性.....	296	二 原子力発電所の危険性について.....	312
1 基準項目①適合性.....	262	第四 想定事故について.....	281	第三 原子力発電の必要性.....	299	一 平常運転時における放射性廃棄物による被ばくについて.....	313
2 基準項目②適合性.....	262	一 災害評価の基準について.....	281	一 世界におけるエネルギー資源をめぐる状況.....	299	二 使用済燃料の再処理について.....	317
3 基準項目③適合性.....	264	二 災害評価の基本的な考え方.....	281	二 エネルギー確保の努力に関する世界のすう勢.....	300	三 温排水について.....	317
第五 章 本件許可処分の内容の適法性(その三) — 立地の適合性.....	265	三 万一の事故に備えての立地条件.....	282	三 日本におけるエネルギー事情とその対応.....	301	第五 本件原子炉の構造の欠陥について.....	318
第一 立地条件の重要性及び原子炉立地審査指針について.....	265	1 はじめに.....	282	四 電力の必要と安定供給の確保.....	301	一 燃料棒と炉心の構造の危険性.....	318
一 立地条件の重要性について.....	265	2 重大事故を想定した災害評価.....	283	第四 結論.....	303	二 蒸気発生器細管事故について.....	323
二 立地条件における基準について.....	265	3 仮想事故を想定した災害評価.....	285	(被告の主張に対する原告らの答弁及び反論)	305	三 本件原子炉圧力容器及び一次冷却系配管について.....	327
第二 立地の適合性と耐震設計.....	266	四 本件安全審査における事故想定及び災害評価について.....	285	第一 原告適格について.....	303	四 本件原子炉における安全防護施設について.....	330
一 自然的立地条件の適合性の確認.....	266	1 事故の選定について.....	285	一 訴の利益の存在.....	303	第六 立地について他.....	335
二 地盤.....	266	2 事故経過について.....	286	二 本件許可処分の法的効果について.....	305	一 立地選定の誤りと耐震設計について.....	335
三 地震及び耐震設計.....	268	五 本件災害評価について.....	288				
四 本件審査における立地評価.....	272	1 事故経過の想定について.....	288				
1 中央構造線.....	272	2 本件災害評価で用いられている仮定について.....	288				
2 敷地付近が特定観測地域に指定されている点について.....	273	3 本件安全審査における推定災害について.....	292				
3 過去における地震歴について.....	274	六 災害の予想について.....	292				
4 震源の深さの推定について.....	275	七 結論.....	292				
		第六章 本件許可処分の内容の適法性.....					

二 万一の事故に備えての立地条件 について……………	337	ける個別的瑕疵について……………	352	二 本件原子炉の安全性確保に對する配慮について……………	372	第六 本件許可処分 の違法性の問題に ついて……………	405
三 四国電力の技術的能力について……………	337	五 手続的実質審理上の違法—安全 評価過程における適正手続保障義務違反の主張について……………	357	一 本件原子炉の安全性確保に對する配慮……………	373	1 手続上の違法性の問題につ いて……………	405
第七 必ず起こる破滅的な大事故……………	337	六 本件許可処分が裁量行為である 旨の主張について……………	358	二 燃料及び炉心の健全性につ いて……………	376	2 本件許可処分の内容上の違法 性の問題について……………	405
一 はじめに……………	337	第三 平常時被ばくの危険性について……………	358	3 蒸気発生器細管の健全性につ いて……………	380	第七 結語……………	405
二 本件原子炉がその事故によって、 周辺住民に災害を与えることはな いとの被告の主張の誤りと不当性……………	338	一 許容被ばく線量の危険性の主張 について……………	358	4 原子炉圧力容器及び一次冷却 系配管の健全性について……………	383	〔別紙〕	
第八 本件訴訟において「原子力発電 所の必要性」を主張することは許 されない……………	348	二 本件原子炉の平常運転時におけ る放射性物質管理……………	362	1 本件原子炉の立地選定及び耐震 設計について……………	385	別紙一 当事者の表示……………	49
第九 結語……………	349	1 平常運転時における被ばく評 価値とその危険性について……………	362	2 原子炉の設置と自然的立地条 件……………	385	2 原告居住地表示地図……………	406
(原告らの反論に対する被告の答弁)		2 気体廃棄物の放出過程、被ば く評価について……………	362	3 地盤について……………	389	3 サノオノフレ、コネチカッ トヤンキー各発電所の液体 廃棄物放出量……………	406
(証拠) 《略》		3 液体廃棄物の放出過程、被ば く評価について……………	366	4 耐震設計について……………	390	4 第八六部会委員名等……………	406
理由……………	349	4 固体廃棄物の貯蔵、保管等に ついて……………	366	社会的立地条件について……………	394	5 第八六部会の審査会への報 告及び協議の日程、内容……………	407
第一 本件許可処分が存在及び原告適 格について……………	349	5 放射線管理システムについて……………	369	1 発電所用淡水の取水について……………	394	六の1 第八六部会の調査審議の 日程及び内容……………	407
一 本件許可処分の存在及び本件許 可処分と原告らとの関係……………	349	6 原子力発電所内の作業被ば くの問題について……………	370	2 社会的条件の不備について……………	394	六の2 第八六部会の現地調査の 日程及び内容……………	408
二 原告適格について……………	349	使用済燃料の再処理について……………	370	3 本件原子力発電所が瀬戸内海 沿岸に設置される点について……………	394	七 第八六部会の各委員の加圧 水型原子炉の審査経験……………	408
第二 本件許可処分における手続の違 法性の主張について……………	351	四 原子炉の使用を廃止した後の措 置について……………	371	四国電力の技術的能力について……………	394	八 放射性物質を閉じ込めるた めの障壁……………	408
一 原子炉設置許可処分手続の概略……………	351	五 温排水について……………	371	第五 事故対策……………	395	九 放射性物質の発生・検知・ 処理の説明図……………	409
二 基本法二条違反の主張について……………	351	事故防止対策……………	371	一 工学的安全防護設備について……………	395	十 加圧水型原子炉の構造……………	410
三 基本法及び規制法の憲法違反の 主張について……………	351	一 原子炉における事故の危険性と その発生の可能性について……………	371	2 ECCSについて……………	396	十一 燃料構造説明図……………	411
四 本件許可処分が規制法に違反す るとの主張について……………	352	1 原子炉における事故の危険性……………	371	1 災害評価に基づく立地条件に ついて……………	401	十二 蒸気発生器構造説明図……………	412
1 原子炉設置許可手続の特殊性 から一定の手続が必要である旨 の主張について……………	352	2 原子炉における事故発生可 能性……………	371	2 推定事故について……………	404	十三 原子力発電所施設とLOF T実験装置……………	413
2 本件原子炉設置許可手続にお ける個別の瑕疵について……………	352	原子炉の安全確保の技術につ いて……………	371			十四 工学的安全施設系統説明図……………	414

# 判決

## 略語表

安全審査会又は審査会 (本件) 安全審査報告書又は審査報告書	原子炉安全専門審査会 「四国電力(株)伊方発電所の原子炉の設置に係る安全性について」と題する昭和四七年一月一七日原子炉安全専門審査会の報告書 (注) 他の原子炉の審査報告書では冒頭に他の原子炉のものである趣旨を示す。
安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について(昭和四五年四月二三日原子力委員会決定、四五原委第一〇三号)
ICRP	国際放射線防護委員会
ECCS	緊急炉心冷却設備
AVT法	揮発性物質法
気象手引	原子炉安全解析のための気象手引について(昭和四〇年一月一日原子力委員会決定)
規制法又は原子炉(等)規制法若しくは法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三二年六月一〇日法律第一六六号)
規制法施行令又は原子炉(等)規制法施行令若しくは令	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三二年一月二二日政令第三二四号)

規則	原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和三二年二月九日総理府令第八三号)
基本法	原子力基本法(昭和三〇年二月一九日法律第一八六号)
行訴法	行政事件訴訟法(昭和三七年五月一六日法律第一三九号)
原子炉又は原子力発電所若しくは発電所	発電用原子炉
原子炉立地審査指針又は立地審査指針	原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて(昭和三九年五月二七日原子力委員会決定、三八原委第九九一(二)号)
告示又は許容被ばく(曝)線量を定める件	原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被曝線量を定める件(昭和三五年九月三〇日科学技術庁告示第二二一号)
細管	蒸気発生器細管
四国電力	四国電力株式会社(その他の会社についてもこれに準ずる)
設置法	原子力委員会設置法(昭和三〇年二月一九日法律第一八八号)
通産省	通商産業省
通産大臣	通商産業大臣
めやすの定め	原子炉立地審査指針を適用する際に必要な暫定的な判断のめやす(右原子炉立地審査指針の別紙二)
部会	原子力委員会専門部会
PWR	軽水加圧式原子力発電所
被覆管(材)	燃料被覆管(材)
LOCA	一次冷却材(水)喪失事故

当事者の表示

愛媛県西宇和郡伊方町九町一番耕地一七  
四八番地

原告 川口寛之

（ほか三二名）

原告ら訴訟代理人弁護士

新谷勇人

同 浦功

同 岡田義雄

同 奥津亘

同 熊野勝之

同 崎間昌一郎

同 佐々木齊

同 柴田信夫

同 菅充行

同 田原陸夫

同 仲田隆明

同 中元規暉輔

同 畑村悦雄

同 平松耕吉

同 藤原充周

同 藤原充子

同 分銅一臣

同 本田陸士

同 藤田一良

同 右訴訟復代理人弁護士

井門忠士

被告 内閣総理大臣

福田赳夫

被告指定代理人

仙田富士夫

（ほか一六名）

被告訴訟代理人弁護士

高津幸一

主文

原告らの請求を棄却する。  
訴訟費用は原告らの負担とする。

事実

(当事者の求めた裁判)

一 原告ら

(一) 被告が昭和四七年一月二八日に四  
国電力株式会社に対してなした、伊方発電  
所の原子炉設置許可処分を取り消す。  
(二) 訴訟費用は被告の負担とする。

二 被告

1 本案前の申立て  
(一) 本件訴えを却下する。  
(二) 訴訟費用は原告らの負担とする。  
2 本案の申立  
(一) 原告らの請求を棄却する。  
(二) 訴訟費用は原告らの負担とする。

(原告らの請求の原因)

第一章 本件許可処分と

原告らの立場

(一) 四国電力株式会社(以下、四国電力  
と略称する)は、昭和四七年五月八日被告  
に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子  
炉の規制に関する法律(以下、規制法と略  
称する)二三条により伊方発電所原子炉設  
置許可申請をし、被告はこれを受けて同年  
一月二八日同法に基づく原子炉設置許可  
処分(以下、本件処分と略称する)をし  
た。

(二) 原告らは、右許可処分に対して昭和  
四八年一月二七日行政不服審査法四八条、  
同二五条一項但書に基づく異議申立を被告  
宛になし、被告は同年五月三十一日付で右異  
議申立を棄却する旨の決定をした。

(三) 原告らは、いずれも本件許可にかか  
る伊方原子力発電所の設置場所である愛媛  
県西宇和郡内の別紙一当事者の表示欄記載  
の肩書地(別紙2参照)に居住し、右原子  
力発電所の事故発生の際はもちろん、平常  
運転時においても、大気や海水中に放出さ  
れる放射性物質や温排水等によって、生命  
身体を損傷され、その生活等に重大な被害  
を受けることを免れない者達である。すな  
わち、伊方原子力発電所の設置、稼働によ  
って原告らが被る被害の態様は、放射線に  
よる急性障害、晩発性障害及び遺伝障害で  
ある。

放射性物質は伊方原子力発電所の平常運  
転時においても環境中にまき散らされるが  
右放射性物質は拡散、希釈によって浄化さ  
れることがないから、広範囲にわたって必  
ず人に対して被害をもたらす。したがっ  
て、少なくとも伊方原子力発電所の直近に  
居住する原告らに被害をもたらすことは間  
違いない。

また、伊方原子力発電所に事故が発生す  
ると、伊方町は全員急性死によって完全  
全滅し、保内町のほとんど全員が急性死と  
なり、瀬戸町及び八幡浜市も全滅する。し  
たがって、当然ながら原告らも伊方原子力  
発電所の事故時には生きておられない。

それ故、本件審査における本件原子炉の  
安全性、被ばく評価の正当性、放射線の影  
響の有無、程度について、原告らは自らの  
ものとして検証を要求できる立場にある。

第二章 本件許可処分の

手続的違法性

一 はじめに

一 原子力発電所設置許可処分  
手続の概略

(一) 原子力発電所の設置については法律  
上概略次のとおり厳格な許可手続が定めら  
れている。

原子力基本法(以下、基本法と略称す  
る)一条所定の目的、同法二条所定の民  
主、自主、公開の原子力三原則の下に規制

わったとしても、右施設に課せられている機能が十分保持されるものであることを確認することによって、設計余裕が確保されることとなっている。

#### 四 本件審査における立地評価

##### 1 中央構造線

(1) 右同第二の一の(一)のうち(1)(2)の事実、木村耕三委員が審査会へ出席しなかつた事実、及び被告が中央構造線に公式に触れた文書を出したのは異議申立棄却決定書であるとの事実はいづれも認める。その余の事実は否認し、主張は争う。

(2) 右同(二)の事実は否認し、主張は争う。

(3) 右同(三)の事実は認める。ただし敷地前面海域の中央構造線が活断層であるとの事実は否認する。

(4) 右同(四)のうち、松田時彦の著書は認める。その余の事実は否認する。

##### (一) 中央構造線の位置について

(1) 電力中央研究所の緒方正彦の「佐田岬半島北岸海域の地質構造—音波探査による海底地質の考察—」によれば、敷地の沖合数百メートルの海底の下方数十メートルで、三波川変成岩の音波反射パターンは第四紀層におおわれるため不明瞭となるが、その位置においては、右三波川変成岩と第四紀層との境界は北側へ緩傾斜しており断層は全く存在しないこと、一方、敷地

前面海域五〜八キロメートルに認められる第三紀に生成された小堆積盆地(伊予灘層)の中及びその北端部に断層又は地形の変化による音波のパターンの乱れが認められること、また三波川帯の幅と連続性とかから判断して中央構造線が敷地前面海域の比較的敷地に近いところを通っていると想定しても、それは本件敷地の沖合五〜八キロメートルの範囲である旨が示唆されているのであって、右緒方報告書から三波川変成岩の確認できた限界地点をもって直ちに中央構造線の位置を推定することは地質学的な常識を無視するものである。

(2) また、本件敷地に見られるとする岩盤のいわゆる「レンズ状せん断」は、三波川変成岩帯のように、古い地層からなる岩盤においては、中央構造線の付近に限らずどこにも見られるものであって、本件敷地に見られるものは、かつて、地下深所できた潜在的な割れ目が、地盤の上昇とともに地表近くに上昇し、そこで上載岩盤の圧力の低下及び地表からの地下水等による風化が促進されることによって、もともと堅く閉じていたものが開口したり、あるいはその割れ目に地表地下水が浸入して風化してできたものである。したがって、本件敷地に右レンズ状せん断が見られるからといって、中央構造線が直近にあるとする理由がない。

##### (二) 中央構造線の活動性

(1) 中央構造線の活動に起因したことが確認できるような地震は日本全土のどこにもその例がないのであって、中央構造線

の活動と地震とを結び付けて考えることそれ自体が実証性に乏しいものである。また、仮に敷地付近の中央構造線に関連して地震が起こるものと想定してみても、以下のような事実によれば、大規模な地震が発生する可能性は全くないのである。

すなわち、四国地方において、吉野川河口から四国山地をほぼ東西に縦断し新居浜の西南に当たる桜樹から急に南へ曲がり、緩やかに湾曲しながら上灘に抜けて伊予灘に没する中央構造線は、右桜樹から東方にあっては活動的であるものの、これより西方にあっては第三紀(約六五〇〇万年前から約二〇〇万年前)の後期ごろ(約一〇〇〇万年前)以降は全く活動していない。

また、右桜樹から上灘にかけての中央構造線の北側三〜五キロメートルの所に存在する川上断層や伊予断層は、活動性を有しているが、その活動性や連続性は、右桜樹以東の中央構造線と比較すればいずれも小さく、更に、本件原子炉の敷地前面海域では、右断層層のような活動性、連続性をもった断層は認められていない。

したがって、仮に本件原子炉敷地沖合に想定される中央構造線に起因して何らかの地震が起こると想定してみても、右の地震は、本件原子炉敷地近傍の過去の地震の規模の範ちゅうに入るものであり、マグニチュード七以下のものと考えられるのである。

(2) 特に、敷地前面海域の活動性について考えるに、佐田岬半島北岸海域で実施された音波探査の結果によれば、敷地前面

海域五〜八キロメートルに認められる第三紀に生成されたと考えられる小堆積盆地(伊予灘層)の中及びその北端部に断層又は地形の変化によると推定される音波探査のパターンの乱れが認められるけれども、右伊予灘層の平頂丘の水平性及び平坦性並びに右パターンの乱れの上部の沖積層にも乱れが認められないことから、少なくとも洪積世末期(二万年以上前)以降の活動は認められない。また、中央構造線及びそれに関連する断層については、その数百キロメートルにも及ぶ全域について、歴史時代を通じて地震及び地殻変動等と実証的に結び付く事実は全くなく、また、現在の地震活動の特徴や震源分布が右断層と調和する事実もなく、中央構造線を地震に結び付けて考えるのは実証性に乏しいことであるといわなければならない。

したがって、実証的立場に立つ工学という見地からみれば、過去の地震との関連に実証性がなく、かつ一万年以上も活動していない敷地前面海域の中央構造線及びそれに関連する断層による地震は、設計上評価する必要はないと判断されたのである。しかしながら、このように、実証的立場に立つ工学という面からは、敷地前面の中央構造線による地震を設計上考慮する必要はないと判断されるものの、本件安全審査においては、保守的にすぎるくらいはあるけれども、理論上、その可能性までは否定しきれないとの立場に立った上で、過去の歴史地震の規模と四国西部の伊予断層の連続性より推定される地震の規模がマグニチュー

と、また、ボーリングの観察結果からも、地下深部に及ぶような風化は報告されていないこと、したがって、岩石良好度のばらつきは片理あるいは節理等の影響であり、風化によるものではないこと、(2)本件原子炉は伊予灘に面した岬の先端に位置するが、本件原子炉敷地は数千トンに及ぶ大量の岩盤を削り取った上に建設されたこと、本件原子炉の原子炉格納施設の常時荷重は前記のとおり一平方メートル当たり約六〇トンであることから、地山の安定性にとっては載荷量の軽減となって安全側に評価されることがいずれも認められる。

なお①本件安全審査報告書には中央構造線について全く触れていないこと、文書提出命令により被告が裁判所に提出した書類中にも中央構造線に関するものは存在しないこと②被告は敷地前面海域の断層についてボーリング調査を行っていないこと③鑑定人木村、同小野寺の鑑定の結果によれば、敷地内の新鮮な岩盤コアの強度は乾燥時一平方センチメートル当たり六二〇キログラム、吸水時同四四三キログラムであるとされているものがあるのに対して、四国電力による試験結果では乾燥時、吸水時ともその三倍程度の値が示されていること④本件基礎岩盤には一本の断層、破碎帯が存在すること、また右岩盤を鉛直方向に観察すると、ほとんど五メートルごとに岩盤良好度が上下し、しかも地下一〇〇メートルに至っても向上していないこと、ボーリング孔では一〇メートルから五六メートルまでの岩質はC級であるが、五七メートル

ルではD級が出現したりしており、ところどころB級が見出されているが大体においてC級であること、電力中央研究所の岩質分類法ではC級の特徴として、「かなり風化し、節理と節理に囲まれた岩塊の内部は比較的新鮮であっても、節理の間には泥又は粘土を含んでいるか、あるいは多少の空気を保持して水滴が落下する。岩塊は硬い場合がある」とされていること、トレンチ坑等では水滴が漏れ出ており、また、節理がぼろぼろになっている場所も存在していることについてはいずれも当事者間に争いがないが、右④の事実は前示認定を左右するに足らず、また、右⑤の事実については、証人木村の証言によれば、海底の地質のボーリング調査は極めて困難なものであるため、現時点では海底の地質調査は、一般に、音波探査の方法で行われていることが認められるので、右⑥の事実も前示認定を左右するに足らない。また、右③の事実についてみるに、鑑定人木村、同小野寺の鑑定の結果に見られるボーリングコアの岩石圧縮強度と、四国電力がなしたボーリングコアの岩石圧縮強度との右相違は、鑑定調査ボーリング・カー1号孔のコアの試験結果のみを既往の試験結果と比較したものであること、右鑑定調査における岩石試験はボーリングA2孔、A5孔のコアを用いての試験、岩石ブロックせん断試験位置の試験を用いての試験、物探用ボーリング・カー13号孔、カー4号孔のコアを用いての試験でも実施されていること、したがって、その中の一つの試験試験のみを取り上げ

て、既往の試験結果と比較してみても、特別な意義は見出せないこと、なお、右のボーリングA2孔、A5孔のコアを用いた試験結果は、乾燥状態、吸水状態で、それぞれ平均一平方センチメートル当たり一二五八キログラム、同一〇二四キログラムとなっており、既往の試験結果との間に大きな差はないこと、また、鑑定調査における岩石試験の結果は、片理面や節理面で破壊したものでまで含んでいること、したがって、その試験状態の異なる既往試験結果と表面上の数値のみを比較することは妥当でないことが、前頭乙第一五九号証、右同鑑定の結果及び弁論の趣旨により認められるので、右⑥の事実も前示認定を左右するに足らない。なお、本件調査委員松田時彦が、四国における中央構造線が活動的であるとされていることについては、当事者間に争いがない、証人垣見は、松田時彦が四国中東部の中央構造線に活動性があると述べた旨証言し、前頭甲第一三三四号証の二、成立に争いのない同第一二〇号証によれば、松田時彦は中央構造線の活動性についての論文を発表していること、また、中央構造線の存在を推定させる趣旨の破線を佐田岬沿いに書いた図面を発表していることがいずれも認められる。しかし、本件安全審査においては前記のとおり、垣見、松田両調査委員が中央構造線の問題についても慎重に審査した結果、本件敷地が原子炉敷地として適当であると認める判断をしたものであるから、右は前示認定を左右するに足らない。次に、「伊方地点緑色片岩の物理的諸

性質について」と題する報告書(前頭乙第一五九号証)を見ると、ボーリングコアサンプルの測定値欄に空欄があり、かつ、湿度状態において一平方センチメートル当たり一七五キログラムの小さなデータがあるが、鑑定人木村、同小野寺の鑑定の結果及び弁論の趣旨を総合すると、右報告書の測定値に空欄があるのは、圧縮試験が破壊試験であって、一度試験したものは再使用できないことによるものであること、更に、一平方センチメートル当たり一七五キログラムの測定値をあげなかったのは、その備考欄に「節理に沿う破壊」と掲記されていることからみても、岩石の圧縮破壊試験をするに適さない資料であり、したがって、岩石強度の面からみて、本件敷地の適性の判断の参考資料とすることに不適当なものであったからであることがいずれも推認できる。したがって、右報告書に前記のような点があるからといって、右は前示認定を左右するものではない。

なお、前頭甲第一三三四号証の一、二、第二六六号証及び証人萩野の証言によれば、アメリカのカリフォルニア州におけるボドガ、マリブ等の原子力発電所の設置が、敷地内及び敷地周辺に断層があることを最大の理由として中止されたことが認められるが、本件敷地及びその周辺における断層等と右アメリカの各発電所敷地内及びその周辺にある断層の規模、性質等を比較してみない限り、右の事実は、前示認定を左右するに足らないものである。

その他前示認定を左右するに足る証拠は